

ひとりひとりがその子らしく 成長することを願って

—国立市 就学・転学相談の案内—



国立市教育委員会

令和8年4月改定

目次

1. 就学・転学相談とは？.....	1
2. 就学・転学相談の対象.....	1
3. 相談の申込期限.....	1
4. 相談の手順.....	2
<就学・転学相談の流れ>.....	2
<特別支援学校への就学>.....	3
5. 国立市の支援内容について.....	4
<通常の学級に在籍>.....	4
<医療的ケア等が必要なお子さんへの支援について>.....	4
<特別支援学級・特別支援学校に在籍>.....	5
<国立市の特別支援学級等>.....	6
6. 支援内容の追加・変更.....	7
7. Q&A.....	8



1. 就学・転学相談とは？

学校生活の中で、どのような支援が必要なのか、どの程度の量や頻度で支援が必要なのか、お子さんに合った支援を実施するためには、どのような教育環境や支援形態が適切なのか、ということについて、一緒に考えていきます。

2. 就学・転学相談の対象

(1) 来年4月に小学校へ就学、中学校へ進学する年齢のお子さん

(2) 現在、国立市内の小・中学校に在籍しているお子さん

上記に該当し、特別な教育的支援を希望するお子さん

※ 未就学のお子さんで、就学時にスマイリーサポートのみを希望される場合には、入学後に学校に直接申請していただきます。手続き方法が異なりますので、ご注意ください。
(詳細はP.4)

3. 相談の申込期限

お子さんの年齢によって、申込期限が異なります。
期限を守り、できるだけ早くご相談にお申し込みください。
申込期限を過ぎた場合は、就学相談をお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。



年長	小学6年生	小学1～5年生 中学1～3年生
7月31日	8月31日	10月31日
(金)	(月)	(土)

☆ 入学後でも、国立市の支援の利用についてご相談が可能です。

詳細は、P8 をご参照ください

☆ R6 年度より web 受付を開始しました。

24 時間申し込み手続きが可能です。



web 申込フォーム

4. 相談の手順

<就学・転学相談の流れ>

①相談申し込み

保護者の方が就学相談へお申し込みください

2～3週間後、担当相談員を決め面談日の調整のご連絡をいたします。

②初回面談

相談員との面談を行います

保護者の方からお子さんのこれまでの育ちや現在のご様子、支援についてのご希望等をうかがいます。

行動観察

相談員がお子さんの所属機関にうかがい、集団生活の中での様子を見させていただきます。

③見学(希望者)

※保護者のみ
※相談員の同行なし

※③～⑥は順番が前後する場合があります。

④発達検査

効果的な支援の場、就学後の指導の参考にすることを目的に、発達検査(田中ビネー、WISC等)の結果を提出していただきます。

⑤医療機関の受診

医学的な観点からお子さんの状態を把握するために、医師の診察記録を提出していただきます。

⑥体験(必須)

※お子さん本人の体験入学
※相談員は必要に応じて同行

⑦就学支援委員会

特別支援教育に関する専門家が話し合い、お子さんにとって望ましい教育環境や支援の在り方を検討します。

⑧結果面談

就学支援委員会での判定結果、委員より出された意見をお伝えします。

⑨支援の決定

保護者の方の意思を尊重したうえで、国立市教育委員会が最終的な学びの場を決定し、通知します。

(必要に応じて、随時面談を行います)

※就学通知書は、就学相談の有無に関わらず、指定の学区で発送いたします。その後、支援が決定し、就学先の学校に変更がある場合は、改めて発送いたします。詳しくは、以下へお問合せください。

国立市教育委員会 教育総務課 学務保健係 TEL042-576-2111 (内線 332)

＜特別支援学校への就学＞

特別支援学校をご希望の場合には、市での就学相談の後、東京都でも就学相談を実施します。最終的な決定は東京都教育委員会が行います。そのため、12月までに国立市での決定を出す必要があります。
 ※受付は市の相談窓口です。お早めにお申し込みください。

また、次のような場合は、一般的な相談の手続きとは異なる場合があります。

- 盲学校、ろう学校の幼稚部に在籍し、在籍校の小学部への就学を希望する場合
- 東京都指定の病院や施設に通園（通所）して療育を受けているお子さんで、都立特別支援学校への就学の意思が確定している場合
- 都立特別支援学校の小学部に在籍している場合 等

副籍交流

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の国立市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続するための制度です。

○直接的な交流

学年・学校行事への参加、授業等への参加

○間接的な交流

学級だより、学年だより等の交換



近隣の特別支援学校について

※知的しょうがい、肢体不自由の支援学校については、通学区域が定められています。

種別	学校	通学区域
知的しょうがい (※)	都立武蔵台学園 TEL042-576-7491	国立市東
	都立立川学園 TEL042-523-1358	国立市北、西、中、青柳、石田、富士見台、矢川、泉、谷保
肢体不自由 (※)	都立村山特別支援学校 TEL042-564-2781	国立市北
	都立府中けやきの森学園 TEL042-367-2511	国立市青柳、石田、泉、中、西、東、富士見台、矢川、谷保
視覚しょうがい	都立八王子盲学校 TEL042-623-3278	通学区域は定められておりません。
聴覚しょうがい	都立立川学園	
病弱	都立武蔵台学園 府中分教室 TEL042-312-8115	
	都立光明学園 TEL03-3323-8421	

5. 国立市の支援内容について

<通常の学級に在籍>

	スマイリーサポート	特別支援教室	通級指導学級
場 設 所 置	全市立小・中学校	全市立小・中学校	四小・七小
対 象	発達しょうがい等、 何らかのしょうがい	情緒しょうがい等	難聴・言語しょうがい ※四小は言語しょうがいのみ
指 導 形 態 ・ 支 援	個別の指導計画に基づいた支援 (通常の学級での個別支援) *スマイリースタッフ	週に1～4時間程度、校内の特別 支援教室に通室しての支援 (個別・少人数指導)	週に1～2回程度の通級による指導 (個別・少人数指導)
指 導 内 容 ・ 支 援	・学級経営案や年間指導計画に基づき作成した個別の指導計画に則した支援や指導 ・学習や生活を進める上での困難や不十分さを軽減する指導	・学習、運動、コミュニケーション能力等、学校などの集団生活に必要な基本的な知識・能力を身に付ける適応指導	・「きこえの教室」(難聴通級) きこえに関する相談やことばの学習、発音指導 ・「ことばの教室」(言語通級) 発音、吃音、ことばの発達、読み書きの力を促す指導
相 談 の 申 請 先 ・ 流 れ	<未就学児> 入学後、学校に申請	<未就学児> 教育委員会に申請 就学相談を実施	<未就学児> 教育委員会に申請 就学相談を実施
	<在籍児童・生徒> 在籍校に申請	<在籍児童・生徒> 在籍校に申請	<在籍児童> 在籍校に申請
	学校と保護者で相談し、 学校長が支援の利用を決定します。	学校と保護者で相談し、 学校が教育委員会に必要書類を提出して支援の申請をします。	学校と保護者で相談し、必要に応じて国立第四・七小学校「きこえ・ことばの教室」にて検査・相談等を実施します。

○注意事項

- ・スマイリーサポートのみの希望の場合は、就学後に学校に申請をお願いいたします。(就学相談は必要ありません。)
- ・スマイリーサポートは、特別支援教室や通級指導学級(言語・難聴)との併用が可能です。
- ・特別支援教室での指導内容は個々の特性や能力に合わせた内容となっており、通常の学習内容の補習を行う場ではありません。
- ・特別支援教室の指導期間は原則1年間で、最長1年間指導期間を延長することができます。
- ・通級指導学級に通う場合は、原則保護者による送迎が必要です。難しい場合には「通級学級送迎サポート」の利用が可能です。(支援の利用が決定、入学後に教育委員会へ申請)

<医療的ケア等が必要なお子さんへの支援について>

- ・医療的ケア等が必要なお子さんのため、介助員の配置を行っています。なお、介助員は、医療行為はできません。詳しくは以下へお問い合わせください。

国立市教育委員会 教育指導支援課 指導支援係 TEL042-576-2111 (内線338)



＜特別支援学級・特別支援学校に在籍＞

	特別支援学級（知的）	特別支援学級（情緒等）	特別支援学校
場 設 所 置	一小・三小・五小・八小 一中・三中	二小・六小・七小 二中	都立武蔵台学園・都立立川学園 他
形 態	知的発達や特性により、 <u>少人数での学習・生活のほう</u> が指導の効果をあげる <u>ことのできるお子さんのために</u> 、1学級8人を定員として、少人数での指導を行います。 担任のほか特別支援学級指導員・交流学習支援員がいます。		1学級児童・生徒原則6人を定員として、少人数指導を行います。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・しょうがいに基づく種々の困難を改善し社会参加に必要な知識・技能・態度を養う指導 ・各教科、道徳、特別活動、自立活動等の指導 		
相 談 の 申 請 先 ・ 流 れ	<p>＜未就学児／在籍児童・生徒ともに＞ 教育委員会に申請 就学・転学相談を実施</p>		

○特別支援学級（知的） ※小学校

- ・通学の際、送迎は必須ではありませんが、登下校の安全のため保護者による送迎を推奨しています。
- ・年度の途中でも入級が可能です。

○特別支援学級（情緒等） ※小学校

- ・登下校の安全のため、保護者による送迎を原則お願いしているところですが、個々の状況によって学校と個別にご相談ください。

- ・年度の途中でも入級が可能です。

○特別支援学校

- ・登下校にはスクールバスの利用が可能です。
- ・原則年度の途中での転入学はできません。

交流及び共同学習

特別支援学級では、通常の学級との様々な交流を行っています。交流及び共同学習には、児童・生徒同士がお互いに理解を深めたり、豊かな人間性をはぐくんだりすることを目的とする交流の側面と、教科のねらいの達成を目的とした共同学習の側面があります。

○給食での交流

同学年や異学年の友だちと一緒に食事をします。

○学年、学級との交流

学級活動や学年行事を他の学年や学級と一緒にを行います。

○行事での交流

運動会、遠足、移動教室、修学旅行などを一緒に行います。

○教科での交流

お子さんの実態に応じて通常の学級における教科学習に参加します。

○クラブ、委員会交流

児童会や生徒会、クラブ活動などで交流します。

＜国立市の特別支援学級等＞

令和8年4月7日時点

スマイリースタッフ

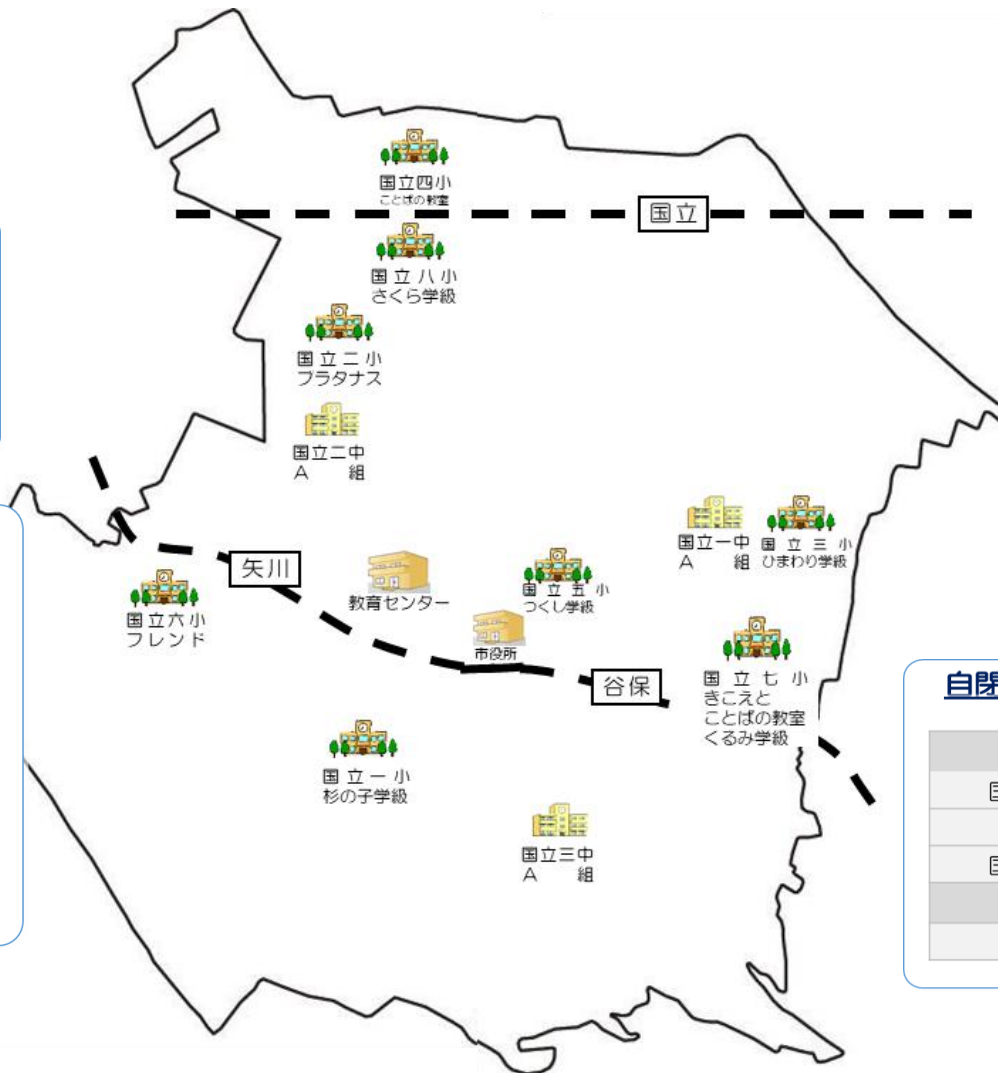
(計 41 名)

難聴・言語しょうがい通級指導学級

国立第四小学校	
ことばの教室	7名
国立第七小学校	
きこえの教室	2名
ことばの教室	32名

知的しょうがい特別支援学級

小学校		
国立第一小学校	杉の子学級	12名
国立第三小学校	ひまわり学級	16名
国立第五小学校	つくし学級	24名
国立第八小学校	さくら学級	22名
中学校		
国立第一中学校	A組	27名
国立第三中学校	A組	9名



特別支援教室 (小「はばたき」中「かがやき」)

小学校 (はばたき)	
国立第一小学校	28名
国立第二小学校	26名
国立第三小学校	31名
国立第四小学校	31名
国立第五小学校	33名
国立第六小学校	35名
国立第七小学校	33名
国立第八小学校	6名
中学校 (かがやき)	
国立第一中学校	18名
国立第二中学校	30名
国立第三中学校	32名

自閉症・情緒しょうがい特別支援学級

小学校	
国立第二小学校	プラタナス 28名
国立第六小学校	フレンド 24名
国立第七小学校	くるみ学級 35名
中学校	
国立第二中学校	A組 32名



6. 支援内容の追加・変更

入学後、転学後に心配な点がでてきた場合等には、気づいた時点で、お子さんに合った支援の利用を検討することができます。また、相談を通して一度決定した学びの場は、固定されたものでなく、お子さんの発達の状態、適応の状況などを勘案しながら、必要に応じた支援を検討することが望ましいと考えています。よって、その時々のお子さんの状態に応じて、随時、教育環境や支援の形態を検討していくことが可能です。

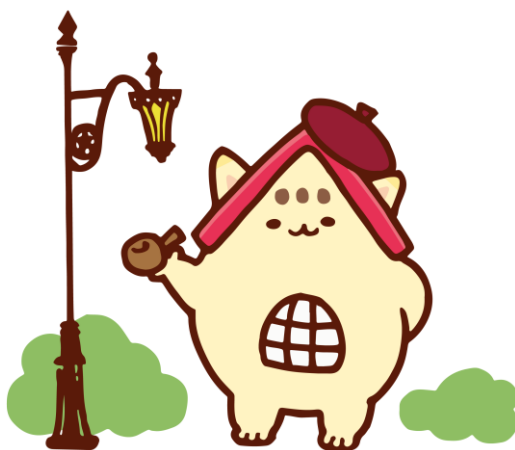
※お申し込みの時期によっては、次年度当初までに支援を決定できないこともありますので、できるだけ早くご相談にお申し込みください

支援を追加したい・新たに利用を開始したい場合

- ・スマイリーサポートや特別支援教室、通級指導学級（難聴・言語）を利用したい
⇒在籍している学校へご相談ください。お子さんの現在の学校での様子を踏まえて、在籍校にてご相談を進めていきます。
- ・特別支援学級（知的・情緒等）や特別支援学校へ転学したい
⇒教育委員会 総合教育センターお申込ください。

利用している支援を中断したい場合

- ・スマイリーサポート、特別支援教室、通級指導学級の指導を終了したい
- ・特別支援学級（知的・情緒等）を退級したい
⇒いずれも在籍している学校へお申し出ください。退級や支援終了後にご本人の負担にならないようにするために、事前に学校に相談することをおすすめします。



7. Q&A

Q. 発達検査はどこで受けられるか？

A. 発達に関して継続して受診されているかかりつけの医療機関がある場合はそちらで検査を受けることをお願いしています。かかりつけがない方については、相談の中でご案内します。

Q. 支援の利用に検査結果の数値の基準はあるか？

A. 数値での基準は設けておりません。お子さんの様子を総合的に見て検討を行います。ただし、知的発達が緩やかなお子さんについては、特別支援学級（情緒等）への入級、特別支援教室、通級指導学級（言語・難聴）の利用ができない場合があります。

Q. 支援の決定までにどれくらい時間がかかるか？

A. 申込の時期や、発達検査の実施状況などによって異なります。概ね6か月程相談に要するため、お早めのお申し込みをお願いいたします。

Q. 特別支援学級に学区の設定はあるか？

A. 学区の設定はありませんが、特別支援学級（知的）はなるべくご自宅から近い学校へ、特別支援学級（情緒等）は“エリア”の学校へ通学されることを原則としております。

＜特別支援学級（情緒等）のエリアについて＞

特別支援学級（情緒等）のエリアについて

特別支援学級（情緒等）	通学区域
二小プラタナス	国立第二、四、八小学校
六小フレンド	国立第一、五※、六小学校
七小くるみ学級	国立第三、五※、七小学校

※五小学区は、六小フレンド、七小くるみ学級のうち自宅に近い方

Q. スクールバスの利用は可能か？

A. 国立市内では特別支援学級への通学のためのスクールバスの設置はございません。移動支援サービスの利用をご案内しております。その他、公共交通機関の利用は学校に相談ができます。通級指導学級（言語・難聴）の指導へ向かう際はタクシーの利用が可能です。

Q. 特別支援学級への入級を検討しているが、送迎が難しい。

A. **特別支援学級（知的）** 必須ではありませんが、登下校の安全のため保護者による送迎をお願いしています。高学年になると、1人で通学されているお子さんもいらっしゃいます。

特別支援学級（情緒等） 登下校の安全のため、保護者による送迎をお願いしています。ただし、通常の学級からの転学で、一人で通学されていたお子さんなど、各々の事情にあわせて学校と相談をすることができます。いずれも、ファミリーサポートの利用も可能です。詳しくは、相談の中でご案内いたします。



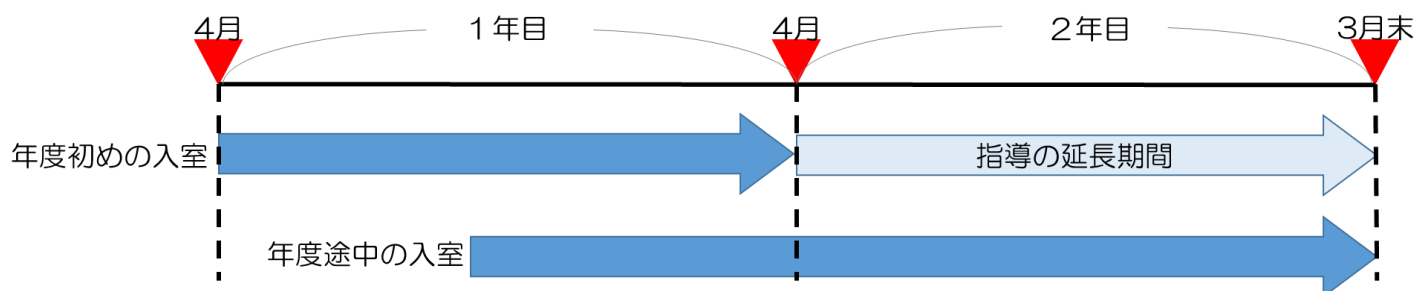
Q. 特別支援学級への年度途中の入級は可能か？

A. 年度途中の入級が可能です。お子さんが新しい環境に適應しやすいよう、学期等の区切りが良い時期の入級をご案内しています。

Q. 特別支援教室を年度の途中から利用し始めた場合は、指導期間はどのようになりますか？

A. 指導期間は入室した年度の翌年度末までになります。指導期間終了後は再入室の手続きが必要になります。

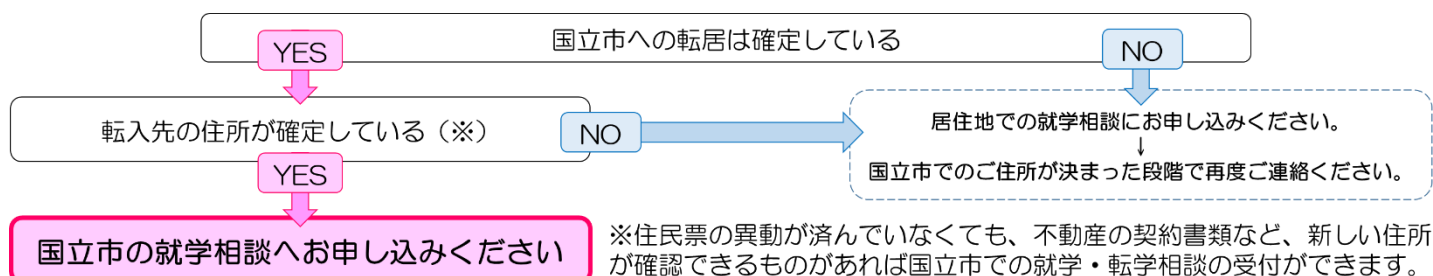
<特別支援教室の利用期間について>



Q. 国立市外に在住していて、国立市への転居を考えている。相談の手続きはどうなっている？

A. 国立市への転入が確定しているかどうか、転入先の住所が決まっているかどうかで手続きが変わります。

<国立市外より転入される場合の手続き>



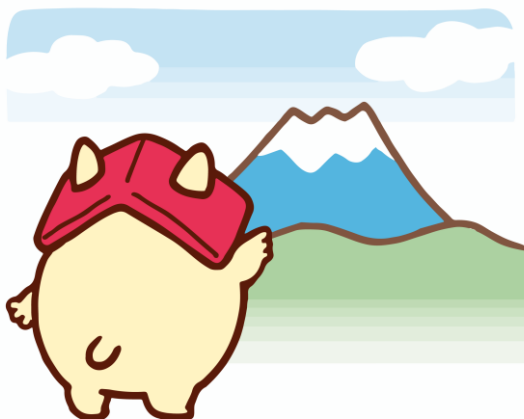
Q. 就学前に受けられる相談や療育、放課後デイサービスなどの情報はどこで得られるか？

A. 年中・年長になるお子さんをお持ちのご家庭には年度初めに「くにたち発達サポートブック」を郵送しています。3歳児健診対象のお子さんの保護者には健診受診時にお渡しします。

Q. 国立市のフルインクルーシブ教育についての考え方を教えてほしい。

A. 国立市のフルインクルーシブ教育の方向性については、検討中です。詳しくは以下へお問い合わせください。

国立市教育委員会 教育指導支援課 Tel.042-576-2111 (内線 330)



<連絡先>

国立市総合教育センター 就学（転学）相談担当

〒186-0003

国立市富士見台3-21-1 国立市総合教育センター2階

TEL042-571-7855

※月～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00 / 13:00～17:00

